

# 「長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子に対するご意見の募集」 (パブリックコメント) の結果について

## 1. 募集期間

令和7年（2025年）10月21日（火）から11月21日（金）まで

## 2. 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

## 3. 意見募集結果

### （1）意見提出者数

15者

### （2）意見件数

88件

### （3）項目別意見数

- ① 宿泊税活用計画の基本的な考え方：3件
- ② 長野県観光の現状・課題：6件
- ③ 長野県観光の目指す姿：2件
- ④ 宿泊税の活用によって目指す方向性：6件
- ⑤ 成果指標：22件
- ⑥ 宿泊税を活用して取り組む施策の基本的な考え方：2件
- ⑦ 宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（全般）：8件
- ⑧ 長野県らしい観光コンテンツの充実：8件
- ⑨ 観光客の受入環境整備：9件
- ⑩ 観光振興体制の充実：2件
- ⑪ 市町村交付金：8件
- ⑫ 広報・徴税経費：1件
- ⑬ その他：11件（計画の記載とは直接関係のないご意見も含む）

ご意見等の概要	県の考え方
<b>①宿泊税活用計画の基本的な考え方</b>	
「しあわせ信州創造プラン3.0」の個別計画である「長野県観光振興アクションプラン」を含めた本計画の位置付けを明記するよう検討されたい。	ご意見を踏まえ、「1.宿泊税活用計画の基本的な考え方」の「(2) 計画の位置付け」において、「長野県観光振興アクションプラン」の位置付けを明記しました。
長野県観光振興税（仮称）骨子の県民説明会では、「制度見直し」について「導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討」としていたことを踏まえ、計画期間を令和8年度～令和10年度とするよう検討されたい。（又は、「しあわせ信州創造プラン3.0」の計画期間が令和9年度までとなっていることや宿泊税の導入に伴い本計画の課題が明確となることが予想されるため、令和8年度～令和9年度を計画期間とし、その後、「しあわせ信州創造プラン」の更新に合わせた計画期間とするよう検討されたい。）	長野県宿泊税条例では、宿泊税制度について、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認める場合は、施行後5年ごとに、所要の措置を講ずる（制度の見直しを行う）こととしていることから、活用計画についても税制度と合わせて計画期間を5年間としています。
計画の見直しについて、「毎年度見直しを検討する」ではなく、「毎年度見直す」とすべき。 見直しは毎年度行い、刻々と変化する課題に対応していく必要がある。（見直しの結果として計画の修正が不要なことを確認）	記載の趣旨はご意見のとおりです。（用途検証と合わせて、毎年度、計画の見直しを検討し、その結果、修正が必要な場合は見直しを行うこととしています。）

ご意見等の概要	県の考え方
<b>②長野県観光の現状・課題</b>	
1人当たり観光消費額について、「県内・県外・訪日外国人」だけでなく、「山岳旅行者（登山の有無別）」や「里山・市街地旅行者」など、属性別のクロス集計が必要。これがないと、この骨子の内容で採算が取れるのか等の検証ができない。 また、現状の骨子での現状・課題分析は、要望レベルのアンケートが中心となっているように見受けられ、実データに基づく設計が不十分。骨子では、DMOを中心に観光動向データの蓄積・提供体制を充実するとあるが、通常データが先で計画が後。KPI・KGの調査方法も未確定で、スタート時点の計画自体が十分に設計されていない中で、制度だけが先行しているように感じてしまう。宿泊税の有効性確認のためのデータ確保のためにも、宿泊事業者が備える宿泊者名簿の記載を必須事項とし、条例で宿泊目的や行き先等の記載も義務化することも検討すべきと考える。	活用計画では、各種統計調査の経年比較の結果を掲載するなど、「長野県観光の現状・課題」を詳細に記載しました。 なお、観光動向の把握に当たっては、統計上有意なサンプル数の獲得や調査コスト等も踏まえた調査手法を検討してまいります。
「長野県観光の現状・課題」の数値については、客観的根拠が不明確であり、実態を反映しているとは言い難い。DX推進の観点からも、正確な統計データを把握できる制度へ、3年以内を目途に抜本的な見直しと構築を強く要望する。 1. 現行制度では正確な数値把握が不可能 現行の「定額制+免税範囲」の仕組みでは、1人1泊につき6,000円以上の宿泊がない施設は、特定宿泊施設として申告不要となっているため、宿泊実数の把握を行うことは構造的に不可能。税制度としても、観光戦略としても、精度の低いデータがベースになってしまふことは大きな問題。そのため、次の仕組みを早急に整備することを要望する。 ・特別徴収義務者（宿泊営業許可者）は全事業者登録を義務化 ・「宿泊総数」、「課税対象者数」や「免税対象者数」を必ず申告する制度を構築 ・罰則や監査を伴う、透明性の高い仕組みにすること 2. 観光経済の実態を把握するための制度改修 制度見直しまでの暫定措置として、「定率制」への移行と「総消費額の把握」が不可欠。来県者の経済効果を可視化しなければ、政策評価も改善もできない。同時に、事業者側へのシステム改修補助に加え、オンライン申告システムを可能な限り早期に構築することを強く求める。 3. 外国人の長期滞在データの管理強化 日本では、観光目的でなくとも、多くの国から「観光VISA」により最大90日間滞在できる制度となっているが、その間の外国人の動向はほとんど管理されていない。観光目的以外の長期滞在者も多く、地域社会や宿泊業において重要なデータであるにもかかわらず、現行制度では実態把握が困難。 宿泊税導入を契機として、長野県独自の取り組みとして以下を提案する。 ・パスポートは、コピーではなくバーコードを読み取り即時登録できるシステムを導入（免税品販売システムの技術を応用） ・国内旅行者についても、マイナンバーや在留カード等による本人確認を予約・チェックイン時に活用 これにより、来訪者の属性や滞在実態を正確に把握することが可能となる。 4. すべては「現状把握」と「データに基づく観光政策」へ 長野県の観光施策をより良い方向へ発展させるためには、現状を正確に把握し、データに基づいた政策立案を行うことが最も重要。 そして、データに裏付けられた政策は、「来県者にとって再訪したくなる環境づくり」に確実に貢献するものと考える。長野県が日本の観光DXの先例となることを期待し、以上の点を強く要望する。	本県の宿泊税制度においては、低料金の宿泊施設の利用に際して宿泊料金に対する税の負担感が大きくなることのほか、宿泊事業者の徴税に係る事務負担にも配慮して免税点を設定しており、免税点設定の趣旨を踏まえ、宿泊料金が1人1泊につき6,000円（免税点）以上となる宿泊がない施設（特定宿泊施設）については、特別徴収義務者としての登録申請及び宿泊税の申告納入の義務を課しておりません。 なお、特定宿泊施設に対しては、宿泊料金の見直し状況等の調査を定期的に実施するとともに、当該調査に併せて宿泊者数の報告を求める検討してまいります。 また、オンライン申告については、eTAXを利用した電子申告、電子納税を可能としていますが、宿泊施設で収集するパスポート情報やマイナンバーカードの情報は、衛生上の観点等から施設において収集されるものであり、そのまま他の利用目的に供することは個人情報保護の規定に抵触する可能性があります。 宿泊者情報の利用にあたっては、宿泊施設において、匿名化又は統計化をしていただいた上で情報提供いただく必要もあることから、観光動向の把握に当たっては、統計上有意なサンプル数の獲得や調査コスト等も踏まえた調査手法を検討してまいります。
宿泊税の徴収に際しては、課税対象外の宿泊者数の報告も求められている。制度の導入に伴い収集される宿泊者数等のデータは、これまでのどの統計よりも精度が高く有効なものであり、その活用が期待される。とりわけ相当数が見込まれる特定宿泊施設のデータは、総数の確実な把握には欠かせず、非課税とした数の把握、報告の徴取を行うべきである。このことは、公正、公平な制度の運用にも資するものである。 こうした点も踏まえ、宿泊者数を含む信頼度が高く有効なデータの確実な収集と活用について、明記してはいかがか。	本県では、来訪者や観光資源などが地域によって大きく異なっていることから、県としては課題の提示のみに留め、地域の実情を踏まえた取組が可能となるような事業を検討することとしています。
課題に、「子どもや若者が楽しめる施設・体験に対する旅行者満足度が低い」とあるが、これは具体的にどのようなものが整備されれば良いと考えるのか明確にしてほしい。宿泊税を県と市町村で役割分担して活用するにあたっても、その前提として「課題を具体的に共有すること」が大切と考える。	理由の1つとして、長野県内の宿泊施設は全国最多（許認可ベース）である一方、山小屋やスキーリゾートなど、季節営業の施設が多いことなどが考えられますが、地域によっても状況は大きく異なるものと認識しています。
「稼働率は全国最下位レベル」とあるが、その原因を明確にしていただき、県と市町村、県民と共に共有することが大切と考える。	県としても、一部の地域における文化や慣習の違いに起因すると考えられる課題の発生について認識しているため、ご意見も踏まえ、「長野県観光の現状・課題」に位置付けることとします。
計画中に「観光地視点」を明記していることと整合を図る観点から、長野県観光の現状・課題において「住民目線」の課題（オーバーツーリズム等の生活インフラへの負荷など）についても、分析して明記すべき。	

ご意見等の概要	県の考え方
<b>③長野県観光の目指す姿</b>	
「【方針①】観光地域づくりの推進」の内容が曖昧であることに加え、県と市町村、民間事業者の役割分担が明確にされていないために、県内の現状においてははかばかしく進んでいないのではないかのが実態と思うので、この点についてはこの計画策定の際に明確にすべきと要望する。	県と市町村以外の客体として、DMO等観光団体の位置付けは重要であると認識していることから、ご意見も踏まえ、DMOガイドラインを参照し、計画にDMOや観光関係団体が担う役割を追記しました。
「人口減少下におけるインバウンドを意識した「世界水準」の観光地域づくりと知名度向上」について、インバウンドが人口減少下の課題解決に繋がることが広く認知されている状況にないため、意図が伝わりにくい。インバウンド誘客が人口減少下において県民生活を維持する上で有効なことが伝わる「観光振興に取り組む観点」の表記方法を検討されたい。	インバウンド誘客の必要性が伝わりやすくなるよう、「長野県観光の現状・課題」に、外国人延べ宿泊者数や外国人の観光消費額の推移を記載するとともに、KG1「観光消費額」の設定においても、人口減少下におけるインバウンド誘客の取組の強化等の考え方をお示しすることとします。

ご意見等の概要	県の考え方
<b>④宿泊税の活用によって目指す方向性</b>	
今後5年間の施策を県民に理解してもらいたいながら実感してもらうために全地域まんべんなくではなく特定地域へ集中投資を行っていくと説明会で聞いた記憶があるが、具体的にどの地域にどのような内容の集中投資をするのか明示してほしい。また、次の5年後は、どの地域でどのような取組を考えているのか、明示してほしい。若しくは、今後5年間関係なく、将来全ての方針を明示してほしい。 ところで、長野県観光戦略推進本部会議の過去の資料に、R10年の「信州やまなみ国スポ・全障スポを見据えた観光×スポーツの地域活性化」と記載があり、この方針もあって、現在の活用計画骨子が、アクティビティに偏重している側面もあると思うが、そうであるならなぜ現段階からR10年を目指してと記載しないのか。また5年計画だが、R10年の国スポ・全障スポが開催終了した後数年の活用計画骨子の施策はどうなるか？	旅行者に税導入の効果を実感いただくため、施策と地域は重点化する方針であり、宿泊者の多い地域から投資する形になると想えていますが、意欲やポテンシャルのある地域の取組を後押しすることも重要であることから、計画に地域や取組を明記しないこととします。 また、活用計画に示す取組として示す「アクティビティ」は、「アウトドアクティビティ」のみを示すものではなく、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」をゴールとして宿泊税を導入する訳ではありません。
当計画は、県が行うことだけをまとめるものではないと思うので、それぞれの項目や文章内において「主語（誰が主体となって行うのか）」を明確にしてほしい。事業主体を明らかにしないと「役割分担」ができない。 特に、「5（2）宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策」では、「取り組む」とか、「支援する」といった表現があるが、「誰が行うのか」「誰が誰に対して支援するのか」を明確にしてもらわないと、宿泊税を県と市町村で役割分担して活用するにあたってダブりが生じ、貴重な税源を無駄に使ってしまうことになる。	計画中「5（2）宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策」は、県が「取り組む」又は「支援する」取組を記載しています。なお、補助対象者等については、予算編成等を通じ、県ホームページにお示しするとともに、事業の棲み分けが必要となる市町村の皆様に対しては、別途説明の機会を設ける予定です。
県の役割に記載のある「県で実施することがより効率的な施策」の内容を明確にすることが重要。これにより、広域的な観光振興や市町村への支援が実効性を持つ。 なお、県で実施する施策を決める際は「効率性」の観点だけでなく、「広域行政（補完的役割）を担う県ゆえに行うべき施策であるか」といった観点や「宿泊税の収税規模」といった点も十分に考慮すべき。 骨子では、県、県DMOや市町村の役割が不明確。役割分担が決まらないと、県で実施する事業内容がわかつてからでないと、県と市町村で重複して同じような事業に取り組んてしまうことや、申請をすれば支援を受けられたものを、市町村や事業者が支援なしに取り組んでもしまうことも考えられる。 そのため、宿泊税の有効活用には、以下の役割分担を明確にし、貴重な宿泊税を有効に活用すべきと考える。 市町村の記載項目「地域の観光地経営」は非効率。観光地や宿泊施設の有無が市町村ごとに異なるため、県が隣接市町村の共同化や観光団体統合を推進すべき。 ①県の役割：県外からの誘客推進、観光に係る産業（交通、デジタル、情報発信）のイノベーション促進 ②広域市町村の役割：インフラ整備、商品造成、情報発信 ③市町村の役割：地域の魅力磨き また、市町村の役割に「地域の観光地経営」とあるが、県内には、観光地がない市町村、観光地はあるが宿泊施設がない市町村、観光地はないが宿泊施設はある市町村、双方ともにある市町村と様々ある中で、77市町村がそれぞれ「地域の観光地経営」を考えるのは、極めて非効率。まずは県として隣接市町村の活動の共同化や観光団体（DMOなど）の統合を推進すべきであると考える。	「観光振興施策における県と市町村の役割分担」については、令和5年度に実施した市町村WGにおいて議論したほか、「県と市町村との協議の場」や市長会・町村会主催会議でも説明しており、その内容を活用計画にも記載していますが、特に、観光分野においては、県と市町村の役割分担が流動的なことが多いことから、役割分担を厳密化するより、それぞれの取組を把握・補完することが、効果的な観光振興につながるものと認識しています。 なお、「長野県観光のプロモーション」や「インバウンド推進」は、広域的な視点で取り組むことが重要なことから県や県観光機構の役割は大きいものと認識していますが、地域ごとの観光資源の個性や強みを活かした発信は市町村においても必要であり、完全に県の役割に一元化するのではなく、県・市町村で連携して推進していくことが重要なことと考えています。 さらに、「地域の観光地経営」について、地域の実態や住民・事業者等の意向を踏まえ、まずは地域主体で観光地のあり方を検討いただくことが重要なことから、市町村や広域連合等が主体となって取り組んでいただくことが重要と認識しています。
県と市町村以外の客体との役割分担の明記を検討されたい。宿泊税の一部は「観光振興体制の充実」に充てられることから、宿泊税の活用においては（一社）長野県観光機構及び県内の地域DMO、並びに各観光協会の役割分担の記載が必要と考える。既存の観光振興体制における業務重複を排除し、連携を強化しなければ、宿泊税の有効な活用に結びつかない。特に市町村の役割としている「地域の観光地経営（地域観光ビジョンの共有）」については、国の観光立国推進基本計画における考え方を参考として役割分担を検討されたい。	県と市町村以外の客体として、DMO等観光団体の位置づけは重要であると認識していることから、ご意見を踏まえ、DMOガイドラインを参照し、活用計画にDMOが担う役割を追記しました。
世界水準の観光地づくりを推進するためには、「県・市町村が一体となって」進めるのみならず、「長野県観光機構」、「観光事業者等」、「DMO」など、「しあわせ信州創造プラン3.0」の「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」に登場する客体との連携が不可欠。行政を超えた客体と一体となって推進する旨の記載を検討されたい。	観光が住民の暮らしに悪影響を与えることや、観光が人口減少下において地域社会の持続可能性を高めているといった観点も含め、観光地視点での目指す姿を「地域の持続可能な発展を維持し、住む人が誇れる観光地を実現する」との表現にしております。
「観光地視点」での宿泊税の活用に当たって目指す姿については、「観光が地域経済に貢献している」のみならず、「観光が住民の暮らしに悪影響を与えない」旨および「観光が人口減少下において地域社会の持続可能性を高めている」旨の視点から観光振興に取り組むよう検討されたい。	

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑤成果指標</b>	
せっかくKSFという考え方を示しておきながら、次のKPIの「項目名」を見ると、再びKGIを細分化したにすぎない項目に戻ってしまい、循環しているだけで、達成すべき要素が明確になつていなかつた。	KPIは、KSFの実現につながる観光振興施策の効果を図るために設定している指標ですので、ご理解をいただければ幸いです。
KGIのうち、「住民が感じる観光の地域貢献度」については、地域によって観光への依存度は異なるため、計画全体の指標とするには、測定方法の慎重な検討が必要。確実なデータを収集できる、他の指標とすることも検討してはいかがか。	長野県観光の目指す姿として、「暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」を掲げており、「暮らす人も訪れる人も楽しめる」ことが重要と認識していることから、原案どおりKGIの1つとして、「住民が感じる観光の地域貢献度」を設定します。また、当該指標は、県が策定する活用計画の効果測定のために設定する指標であり、DMOガイドラインにおける地域DMOの必須KPIである「持続可能な観光に対する住民満足度」とは内容が異なることから、県において独自に調査することとしています。
「住民が感じる観光の地域貢献度」については、各種調査に係るコストを最適化するため、観光地域づくり法人（DMO）によるKGI・KPI計測に係る手引書の記載を参考とし、類似指標と見受けられる「持続可能な観光に対する住民満足度」を用いることとし、指標の乱立を避けるよう検討されたい。また、計測にあたっては県内の地域DMOが参照できるような市町村別データの積み上げに配意いただきたい。	なお、宿泊税導入に係る独自指標を設定する場合、市町村が総合計画等の評価に活用している住民満足度の測定機会を活用するなど、各種調査に係るコストの最適化と住民負担の軽減に配慮するよう検討されたい。
「総合的な旅行者満足度」については各種調査に係るコストを最適化するため、観光地域づくり法人（DMO）によるKGI・KPI計測に係る手引書の中に記載があり、類似指標と見受けられる「来訪者満足度」を用いることとし、指標の乱立を避けるよう検討されたい。また、計測にあたっては県内の地域DMOが参照できるような市町村別データの積み上げに配意いただきたい。	「総合的な旅行者満足度」は、県が策定する活用計画の効果測定のために設定する指標であり、DMOガイドラインにおける地域DMOの必須KPIである「来訪者満足度」とは内容が異なることから、県において独自に調査することとしています。
観光消費額における「目標値の考え方」の記述にあたっては、「導入される宿泊税が観光消費額に含まれることをも踏まえて目標値を検討すること」を明記するよう検討されたい。宿泊税が観光消費額に含まれると解すれば、宿泊税分の観光消費額の「増加」は確定的。昨年のパブリックコメントで複数示された税導入による県民の不安解消のためには「増加」に対しての記述が不十分。	観光消費額の算出過程では、宿泊税導入による単純な宿泊料金増加の影響も受けることになりますが、KPIに設定している「観光消費単価」の目標値（2030年）は、基準値（2026年）に物価上昇率を加味した上で、施策効果によりさらに10%増加することとしています。なお、ご意見も踏まえ、成果指標の「目標値の考え方」の欄には、目標設定の考え方を詳細に記載しました。
観光消費額の増加に向けたKSFとして、既に明記されている「長期滞在促進に向けた観光コンテンツの充実」に加えて「消費単価の向上」、「来訪者数の管理」、「需要の平準化」を設定するよう検討されたい。	「消費単価の向上」「来訪者数の管理」「需要の平準化」「リピーター率の上昇」は、性質としてKPIに近いことから、KSFとしては新たな追加は行わないこととします。
「観光の地域貢献度」の上昇に向けたKSFとして、「環境歴史文化保全」および「地域への裨益」を設定するよう検討されたい。	また、「歴史環境文化保全」は「観光客の受入環境整備」に含まれ、「地域への裨益」はKGIの「観光の地域貢献度」と同義であることから、新たな追加は行いません。
旅行者満足度（来訪者満足度）の増加に向けたKSFとして「リピーター率の上昇」を設定するよう検討されたい。また、旅行者満足度（来訪者満足度）の増加に向けたKSFとして設定するとされている「観光客の利便性向上に向けた受入環境整備」は「長期滞在促進に向けた観光コンテンツの充実」をも包摂する概念と見受けられることから、観光庁等で多用されている「着地整備」の概念を用いることを検討されたい。	なお、「着地整備」という表現は一般的ではなく、観光事業者以外の県民や旅行者等に理解されづらいことから、原案どおりの「受入環境整備」「観光コンテンツの充実」とします。
KSFに設定するとされている「長期滞在促進に向けた観光コンテンツの充実」と「長野県らしい観光コンテンツの充実」は同義とは解しにくい。KPIの設定にあたっては、設定したKSFの項目を参照して設定するよう検討されたい。文脈からは、「長期滞在促進に向けた、長野県らしい観光コンテンツの充実」とするのが適切と考える。	ご意見を踏まえ、「長期滞在促進に向けた長野県らしい観光コンテンツの充実」に変更しました。
KPIについて、上からの流れで見ると、2「観光客の受入環境整備」と3「観光振興体制の充実」の順番が逆ではないか。	ご意見を踏まえ、KSFの表示位置を修正し、KPIの順番は変更しないこととします。
「2. 観光客の受入環境整備」のKPIは、廃ホテルの減少数や施設改修の個所数を掲げるなど、もつと具体化した方が良いのではないか。	「廃ホテルの減少数」などは具体的な事業の実施結果であり、成果指標であるKPIになじまないことから、具体的な事業実施状況の進捗管理は、事業別目標値を設定して行ってまいります。
「新ガイドラインに対応した登録DMO数」を「増加」させることは極めて困難であり、よほどの具体策を県がリードして整備しない限り、現状においてDMOという枠組みを今後も選択する意思のない観光協会をいきなり登録DMOにまですることは無理。観光庁はただでさえ登録DMOの総数を抑制する方針。	KPIの「新ガイドラインに対応した登録DMO数」は、既に国の登録を受けている県DMO及び地域DMOが、要件がより厳しくなった「新ガイドライン」に対応できるよう目指す趣旨で設定したもので、DMOへの登録意向がない観光協会に対し、DMO登録を目指すことを強いる目的ではないため、原案のとおりとします。
「新ガイドラインに対応した登録DMO数」の「目標値の考え方」の設定には、観光地経営戦略の策定数を検討されたい。	ご意見を踏まえ、KPIの項目名を「観光体験に関する旅行者満足度」に変更しました。
KPIのうち、「1. 長野県らしい観光コンテンツの充実」に、「体験・アクティビティ」に関する満足度が掲げられているが、長野県らしさは、体験・アクティビティのみで表現されるものではない。指標の見直しや、他の指標の追加が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、「観光事業者の平均給与額」を削除しました。
「3. 観光振興体制の充実」では、観光事業者の平均給与額が掲げられているが、取組として掲げている内容との関連性に疑問がある。DMOや観光協会など常設的な観光振興組織の整備率や地域カバー率等を検討してはどうか。	なお、「観光振興組織の整備率」や「地域カバー率」は「新ガイドラインに対応した登録DMO数」と内容・性質が類似していることや、当該指標達成のための施策は、主として宿泊税以外の既存財源で取り組むであることから、KPIには追加しないこととします。
KPIの大項目は、「長野県観光振興税（仮称）骨子」に明記されている「重点的な施策」を参考していると見受けられるが、本計画に明記されている「3つの観点」、「『これまでの取り組み』における3つの方針」及びアクションプランに明記されている「共通視点①～③」を確認の上、整理することを検討されたい。	これまでの取組における「3つの方針」と長野県観光振興アクションプランにおける「共通視点①～③」は同一の柱建てに整理しており、これは、長野県観光の目指す姿の実現に向けて、既存財源で実施する施策も含めて、施策を体系化するものです。宿泊税を活用して実施する施策の3つの柱建てとは異なるもので、ご理解をいただければ幸いです。
『体験・アクティビティ』に関する満足度』をKPIとしている点について、「充実」には平準化の意図も含まれると解することが適なことから、既存の「観光地利用統計調査」を用いた「利用者数の上昇した観光地数」や「新規に計測を開始した観光地数」を用いることを検討されたい。	「観光需要の平準化」は重要な観点である一方、宿泊税は、地域や施策を重点化して取り組む方針であるため、その効果を全ての観光地等へ波及させることは難しいことから、「利用者数の上昇した観光地数」や「新規に計測を開始した観光地数」は、KPIとしては新たに追加しないこととします。
観光客の受入環境整備（着地整備）のKPIの設定には、「再来訪意識」を用いることを検討されたい。来訪者満足度の調査項目を多岐に測定することは調査を煩雑とするのみならず、測定対象となつた来訪者の満足度を下げる懸念や正確な回答を得ることが難しくなる点を考慮すべきである。	「再来訪意識」も重要な観点である一方、満足度に関する全ての項目を「再来訪意識」に置き換えた場合、宿泊税活用施策が旅行者の意識にどのような効果をもたらしたかを正確に把握することが難しいため、原案どおり「満足度」とし、調査方法は被調査者の負担とならないような簡易な方法を検討します。
観光客の受入環境整備（着地整備）のKPIの設定には、県内各地の観光地経営にも活用することを想定して有料高速道路等の走行データを用いた県内への主要道路を利用した入込車両数の観測値を用いることを検討されたい。またデータを市町村等へ提供するなど、KPI測定のための費用や事務負担KPIの測定以外にも裨益できるような活用を検討されたい。	主要道路を利用した車両数や鉄道、高速バス等の入込者数は、把握が難しく、地域住民と観光客の区別が困難なことから、KPIとしては新たに追加しないこととします。
観光客の受入環境整備（着地整備）のKPIの設定には、県内各地の観光地経営にも活用することを想定して主要鉄道路線および主要高速バス路線、松本空港利用等による県内への主要公共交通機関を使用した入込者数の観測値を用いることを検討されたい。またデータを市町村等へ提供するなど、KPI測定のための費用や事務負担がKPIの測定以外にも裨益できるような活用を検討されたい。	宿泊税の導入に限った「経済波及効果」の測定は困難なため、新たなKPIとしては追加しないこととします。
観光振興体制の充実のKPIの設定には、県内各地の観光地経営にも活用することを想定して「経済波及効果」を設定することを検討されたい。また、計測にあたっては県内の地域DMOが参照できるような市町村別データの積み上げに配意いただきたい。	事業別目標値は、県が取り組む事業の進捗状況を客観的に評価する必要があることから設定するものです。また、KGI・KPI達成に向けて取り組むに当たり、地域の実情を無視し取組を強制するものではないことをご理解いただければ幸いです。
事業の実施（事業別目標値の達成）そのものが目標とならないよう留意が必要。エリアや地域によりKGI、KSF、KPIにアプローチするルートや手段は多様であり、事業別目標値への過度な固執は、現場の課題とのミスマッチが生じるおそれがある。（多様性を考慮した目標値を設定すべき。）	

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑥宿泊税を活用して取り組む施策の基本的な考え方</b>	
宿泊税充當の考え方について、市町村を支援する際の注意事項なのか、県が事業を執行する際の注意事項を記載したもののが不明確。また、「5年間で確実に実施する見通しが立っている取組」とあるが、重要な事業（たとえば、交通インフラの整備など）こそ、5年で実施できる見通しが立たないと思う。先に「5年」と決めてしまうのは、特に県自身が行う事業の首をしめてしまい、構造的な課題への対処や改革ができなくなってしまうことにならないか。	宿泊税充當の考え方は、県が宿泊税を活用して実施する事業（市町村への支援も含む）の基本的な考え方を示すものです。また、「5年間で確実に実施する見通しが立っている取組」を記載しているのは、実現可能性が低い事業を幅広く記載することを避ける趣旨であり、5年間で全ての取組を完結させるべきという考えではありませんので、ご理解をいただければ幸いです。
「宿泊税充當の基本的な考え方」の記載にあたっては、特殊財政需要として特別交付税措置等の対象となっている経費へ宿泊税を充てることで既存の地方財政措置上の課題が生ずる部分がないよう、総務省等と協議を行い、市町村財政への利益を最大化できるよう具体的な記載を検討されたい。	
<b>⑦宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（全般）</b>	
<p>菅平高原は「高冷地という自然条件」「スポーツを核とした地域づくり」「通年観光への転換」を特徴とする地域。学生団体の利用が中心であるため、宿泊税の課税対象となる一般観光客層は比較的少ない一方、保護者や観戦者の宿泊が上田市内・長野市・県内他地域へ流出しているのが現状。今後、地域の経済波及効果を高めるためには、観光客が滞在しやすく、安全で快適に過ごせる環境づくりが不可欠。特に、高冷地特有の自然環境に適した設備整備や交通アクセスの改善が求められる。</p> <p>宿泊税の活用により、以下のような受入環境整備への重点投資を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高原地帯の道路や歩行空間の安全性向上（冬季・夜間照明、防災対策等）</li> <li>・宿泊施設の省エネルギー・環境対応改修の支援</li> <li>・大会・イベント開催時に応える公共駐車場・トイレ・案内設備等の充実</li> <li>・受入人材育成・観光案内機能の強化（地域一体のホスピタリティ向上）</li> </ul> <p>これらの整備は、地域の観光力を高めるだけでなく、県全体の持続可能な観光振興に寄与するものと考えている。宿泊税が「地域の未来を支える投資」となるよう、公平で効果的な制度設計をお願いしたい。</p>	<p>県の事業については、本県の多様な観光資源や課題に対応できるような制度設計を検討してまいります。</p> <p>なお、市町村内の課題への対応については、市町村交付金の活用などにより取り組んでいただかないと考えています。</p>
<p>長野県の豊かな川と湖を舞台に、遊漁（趣味や娯楽としての釣り・採取）レクと親水（水辺のレクや水産資源の増殖活動）プログラムのコンテンツを充実させ、環境保全と観光開発が両立する先進地を目指すのはいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁環境の整備と安全対策：釣り場の養生や規則の見える化・多言語化</li> <li>・電子遊漁券等からの位置データによる人流解析：観光DX化</li> <li>・イベント支援：ビギナーからベテラン、県外來訪者のみならず県民でも楽しめるプログラムの多層化・全県4ブロックに渡るシリーズ化、等</li> </ul> <p>長野県は国内屈指の、良質で雄大な淡水フィールド。</p> <p>今日、美しい水のある景色が世界的に求められており、日本アルプスなどを源とする「freshwater=真水」へのフォーカスも、国内外から集客できるポイント。</p> <p>レジャー白書によると国内98%の人が、内水面での遊漁は未経験。</p> <p>ロケーションとスケール、双方の優位性を生かし、長野県が先駆的な遊漁・親水地域となるよう宿泊税の活用を検討してほしい。</p>	
国、県主要道路の道路標識の英語表記を進めてほしい。	
<p>「観光」が全面的に打ち出されているが、宿泊税を負担いただくお客様は、「商用」で県内へお越しになられる場合も多い。したがって、これらの方々に納得して納税していただくために、観光以外の利用客への施策が必要。</p> <p>観光コンテンツや観光客の受け入れ環境整備等の課題抽出に当たっては、観光を目的としないお客様には、ほとんど意味のない。宿泊施設の整備による快適性や安全安心の向上や地域情報の入手しやすさのほうが課題としてあがる。</p> <p>また、成果指標（KGI、KPI）も、意味のないものとなっている。</p> <p>観光振興税から宿泊税へと名称変更され、広くあまねく県内へ訪れるお客様への課税となっているので、その使途も観光に偏らせない必要がある。</p>	<p>宿泊税を活用して取り組む予定である、タクシー配車アプリの導入支援、交通結節点での情報提供体制の強化・待合施設の受入環境整備のほか、宿泊施設の滞在環境の向上のための取組等、ビジネス客にも効果を実感いただける施策にも取り組んでまいります。</p>
<p>以前の「観光振興税（仮称）骨子」説明会やパブリックコメントでは、使途が自然公園や山岳高原整備に偏りすぎているとの意見が多かったと記憶している。</p> <p>当時、「原石は山岳だけでなく里山や街にもある」との答弁があったほか、資料にも里山等の歴史的施設や街道についても対応を検討する旨が記載されていたが、今回の活用計画骨子では、里山や街道への言及が消え、山岳高原中心に戻った印象を受ける。</p> <p>山岳高原の整備も市町村を横断して取り組む必要があることは理解するが、里山や街道、鉄道沿線の回遊も同様に広域整備・連携が必須であることは自明。</p> <p>「世界水準の山岳高原観光地づくり」に里山や街等も含まれているとしても、以前にそれではわからぬゆえに明示して欲しい旨の意見もあったはず。</p> <p>里山や街等の歴史的施設や街道についての対応を検討する旨が将来的な言及もなく完全に消されており、山岳高原への言及が主となっているのか。市町村やDMOに任せることもその旨の記載を明示いただきたい。</p> <p>また、課題の記載順序が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然公園等の利用環境整備」</li> <li>・「観光まちづくりの推進」、「宿泊・観光施設の滞在環境向上」</li> </ul> <p>となっているが、長野県「観光振興税（仮称）に係るアンケート調査」（R6）においては、後者の回答数の方が多く必要性が高いと記憶している。なぜこの順序なのか。また「観光まちづくりの推進」が一番多いが、このまちづくりの「まち」とは街や町と言った里山に点在する地域を指すことを考えると、一番整備が必要なものと骨子はそもそも合っていないし、金銭の振り分けも前提が合わないと感じる。加えて最も多かった「観光まちづくりの推進」については、例えば善光寺擁する長野市や松本城擁する松本市や軽井沢町ですら「観光まちづくりの推進」が出来ていないと言うアンケート結果ということであれば、自然公園に基づく山岳高原へ投資している余裕もなくなるのではと感じる。</p>	<p>ご意見も踏まえ、「新たな観光コンテンツの整備促進」の事業概要の記載を、自然のみならず、文化、歴史、食など、長野県の多様な観光資源を活用したコンテンツの整備を支援対象とする旨が明確にわかるよう修正しました。</p> <p>長野県では、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を目標に掲げ取組を進めておりますが、これは、歴史、文化、食など、長野県各地の特色が活かされ、「暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる」という長野県観光の目指す姿をキャッチフレーズとして表現したものであり、宿泊税で山岳高原地域のみを整備するという考えはありません。</p> <p>活用計画には、各事業の宿泊税活用額を記載しており、「観光における移動保証の実現」や「観光まちづくりの推進」等、受入環境整備に多くの宿泊税を活用する予定であることからも、宿泊税で山岳観光のみを推進する意向ではないことをご理解いただけるかと思います。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、経済制・効率性も意識しながら、取り組んでまいります。</p>
<p>これまで、長野県の観光施策は「山+ウィンタースポーツ」や「酒類」に偏重する傾向が強く見られる。今後は、平地観光・地域の食文化・伝統産業など、山岳以外の多様な魅力の発信を強化すべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周遊環境の改善が不可欠</li> </ol> <p>県内の周遊環境は、特に鉄道網を中心として不便さが際立っている。</p> <p>今回の制度改正を機に、事業者の利益中心ではなく、利用者視点に立った循環型の交通・観光インフラ整備を推進する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. サイクリング環境の安全性・整備のあり方</li> </ol> <p>サイクリクロードのマーキングは、降雪地域において11月に実施するのではなく、新一年生が通学を開始する前に実施し、生活道路としての安全確保を優先すべき。</p> <p>また、現在も特に右折箇所において危険なポイントが多く存在しており、単に財源が確保できたからと拙速に予算を投じるのではなく、節約（有効活用）と効果検証を並行して行うことが重要。安全性を高めることこそが観光振興にもつながる。</p>	
「宿泊税活用事業」の①～③に示す各事業は、一体それを誰が行うのか事業主体を明示してほしい。	①～③の取組は、全て県が行うものです。なお、補助対象者等については、予算編成等を通じ、県ホームページにお示しするとともに、事業の棲み分けが必要となる市町村の皆様に対しては、別途説明の機会を設ける予定です。
長野県観光振興税（仮称）骨子（県民説明会）における「制度見直し」において「導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討」としたことを踏まえ、「今後3年間で取り組む施策」とするよう検討されたい。	「制度見直し」については、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認める場合は、施行後5年ごとに、所要の措置を講ずる（制度の見直しを行う）こととしています。このため、最初の制度の見直しは、施行後5年後となることや、宿泊税の活用に当たっては、中長期的な視点が必要となることを踏まえ、計画期間は5年間とし、今後5年間で取り組む施策を記載しています。

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑧宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（長野県らしい観光コンテンツの充実）</b>	
<p>乗鞍高原では、地域住民と行政が連携しながら、登山道・ハイキング道・マウンテンバイクトレイル等の整備を進めている。これらの取組は、住民が本業の合間に時間を工夫して行う手作業が多く、限られた予算の中でできる限りの維持管理を続けているのが現状。そのため、十分な整備が行き届いているとは言えず、安全性や利便性の面で課題も残っている。</p> <p>ホームページ等を通じて自然へのアクセスのしやすさを積極的に発信し、「豊かな自然や文化資源を満喫しながら、移動自体をアクティビティとして楽しめる環境づくり」を目指しているが、その実現には現場の実情に応じた継続的な支援と安定した予算配分が不可欠。</p> <p>諸外国では、登山道や各種トレイルの整備を行政が主体的に行い、観光客の安全で快適な受け入れ環境を確保している例が多く見られる。長野県においても、山岳観光地としての魅力を高めるため、現場の声に寄り添った形で整備・維持管理への支援を強化していただけることを強く期待する。</p>	
<p>菅平高原は標高約1,200～1,500メートルに位置する高冷地であり、夏季でも冷涼な気候が特徴。宿泊施設ではエアコンを必要とせず快適に過ごすことができ、地球温暖化が進む中でも安心して活動・滞在できる貴重な観光地。また、広大な平地を有し、各種スポーツのグラウンドやトレーニングに最適な条件を備えており、全国から学生・社会人の合宿地として利用されている。</p> <p>冬季にはスキーを中心としたウィンタースポーツで賑わうが、既存のリフト施設やゲレンデを改修・整備し、グリーンシーズンにも利用できるようにすることで、**「スポーツを核としたオールシーズン型の観光地」**への転換を目指している。こうした取組は、長野県が推進する「アウトドアをメインコンテンツとした自然・文化・スポーツを活かした体験型観光」の理念と一致するものであり、当協会としてもこの方向性に深く賛同する。</p> <p>宿泊税の活用においては、以下のような高原・山岳地域に即した観光コンテンツの開発・支援を重点的にお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春・秋のスポーツイベントや合宿開催による分散型観光の推進</li> <li>・保護者・観戦者の滞在促進を図る「菅平モデル」の確立（選手だけでなく観戦目的の宿泊需要を創出）</li> <li>・リフトや山岳施設の通年利用化支援（夏季・秋季における新たな観光資源化）</li> <li>・高冷地特有の自然環境を活かした健康・環境教育型観光の推進</li> </ul> <p>今後は、こうした高原・山岳観光地への政策的支援の強化をぜひお願い申し上げる。</p>	<p>宿泊税を活用して実施する県の事業は、新たな税であることを踏まえ、観光客の満足度や利便性向上に資する新規・拡充事業としておりますが、事業構築に当たっては、本県の多様な観光資源や課題に対応できるような制度設計を検討してまいります。</p> <p>なお、市町村内の課題への対応については、市町村交付金の活用などにより取り組んでいただきたいと考えています。</p>
<p>サイクリングルート走行環境の整備（車道拡幅改良・矢羽根表示）やサイクリスト向け環境整備について期待するところ。道路管理者等への予算措置をいただけるか。</p>	<p>車道拡幅や矢羽根表示の維持補修・整備については、宿泊税活用事業が観光客の満足度向上に資する新規・拡充事業であるという前提のもと、観光客が主に利用する道路としてどこを整備すべきか、維持管理が「新規・拡充事業」に該当するかなどについて議論・検討が必要と考えています。したがって、現時点では、矢羽根表示含む道路整備事業は、既存財源で取り組むものと考えています。</p> <p>なお、宿泊税では、安全な走行環境確保のための案内看板の新設、サイクリスト向けサポート施設におけるサイクリストの受入環境整備や、サイクルトレインの運行に係る設備整備の支援に取り組む予定であり、市町村道の案内看板の新設については道路管理者（市町村等）への支援も検討しています。</p>
<p>「長野県でしかできない体験や、子ども若者が楽しめるコンテンツ」とあるが、これを読んだ誰もがイメージできる例を挙げて具体的に説明してほしい。また、その下に、「長野県らしい広大な自然資源」とザックつとした形で記載があるが、他県の自然とどこがどのように違うのかが明確になっていない限り、県・市町村・県民の足並みはそろうことではないと考える。</p> <p>北海道や沖縄をはじめ国内各地には「広大な自然資源」は沢山ある。</p>	<p>長野県では、自然、文化、歴史、食など、地域ごとに特色が大きく異なり、長野県らしさは一言で表現し尽くせないことや、県が定義づけを行うことで、事業者等の自由な発想を妨げることにも繋がりかねないことから、県において、「長野県らしさ」の定義づけは行いません。</p>
<p>「①長野県らしい観光コンテンツの充実」について、どこが「長野県らしい」のかよくわからない。他の県でも似たような（又は先進的な）自然や文化資源、食等を活かした自然公園やアクティビティや観光コンテンツがあるが、どこが「長野県らしい」のかを県・市町村・事業者が共有しないと、それぞれが何をやつたらいいかわからないし、申請をしても理由も分からずに却下されてしまうのではないかと懸念。</p>	
<p>自然公園内の遊歩道の整備や交通事業において、どのエリアを誰が責任を持って進めるのかを明確にすることで、官民問わず整備ができる仕組みにしてほしい。</p>	<p>宿泊税で実施する自然公園の整備に当たっては、各主体が、整備計画に基づき役割分担を行った上で、取り組むこととしたいと考えています。二次交通の整備についても、まずは、県が整備箇所等を早期にお示ししたいと考えています。</p>
<p>アウトドア、アクティビティへの偏りが顕著</p> <p>（“長野県らしさ”は、アウトドア、アクティビティだけで表現されるものではない）</p> <p>・アウトドア、アクティビティも含めて、文化、歴史、街並、温泉、景観、産業、食など、エリア固有の多様な資源を活かす工夫と配慮が必要</p> <p>「長野県らしい観光コンテンツの充実」のKPI、取り組む施策の方向性が、「体験・アクティビティ」に偏っている。特に取組の方向性では、「自然公園の核となるエリア」「サイクルツーリズム」と、方向性としては、具体的に限定されている。観光の目的、ニーズは多様であり、全ての資源が磨き上げられ活かされるような方向性の表現となるよう、工夫が必要と考える。</p>	<p>文化、歴史、食など、アウトドアだけではない多様な観光資源を活用したコンテンツの造成を支援することが明確にわかるよう、事業概要を修正しました。</p> <p>なお、「自然公園」や「サイクリング」は、観光客アンケートにおけるニーズが高いこと、登山道・道路等、公の関与度合いが高く、広域的な取組が求められることから、それぞれ事業構築することとしています。</p>
<p>県境における「自然公園」では、宿泊する山小屋等の所在地により宿泊税の徴税有無や納税先が変わるために、県境エリアにおける宿泊税の財源充当については、関連する県との調整を行った上で、公平な負担において事業を行う場合のみ、宿泊税を充当するよう検討されたい。</p>	<p>自然公園整備や、宿泊事業者（山小屋）の滞在環境の向上など、県境において宿泊税の活用が想定される施策の実施に当たっては、ご指摘の点も意識して事業構築を進めます。</p>

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑨宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（観光客の受入環境整備）</b>	
<p>喫緊の課題として、乗鞍岳へのシャトルバス運行が「2024年問題」により大きな影響を受けています。運賃の値上げ、運行本数の減少、さらに予約システムの導入が重なったことで、観光客にとって利用しづらい状況となっており、観光地としての魅力低下が懸念されます。</p> <p>また、二次交通としての最寄駅からの路線バスも運行本数が少なく、観光客にとってアクセスしづらいだけでなく、地域住民にとっても日常生活に支障をきたす不便な状況。バス会社としては、採算性や人員確保の面からやむを得ない判断である一方、これは交通事業者だけで解決できる問題ではなく、行政と地域が一体となって取り組むべき重要な課題と考えます。</p> <p>観光地の集客を支える基盤は、まさにこの「移動のしやすさ」にある。地域の魅力に確実にアクセスできる交通環境を整えることこそが、持続可能な観光の第一歩。宿泊税の活用により、こうした二次交通の維持・改善や移動保証の実現に向けた支援が行われることを強く期待します。</p>	
<p>「長野県観光MaaS」は当初はエリアごとに始まってよいと思うが、プラットフォームは共通にして、最終的に全県を1エリアとして使用できるようなシステムを目指してほしい。</p> <p>二次交通の課題をクリアしないと、軽井沢、長野、松本など、主要駅以外ではインバウンドの増加が望めない。特に、バスやローカル線、私鉄の時刻表は会社ごとに分散しており、鉄道オタクでもない限り時刻表を見つける事ができない。</p> <p>また路線バスのバス停の名称は地元の者以外にはわからず、地図でバス停を見つけても、どこからどこに行くバスがいつ来るのかわからず、観光客には実に不便。</p> <p>また、支払い方法も県内はどこでもクレジットカードのタッチ決済（電子マネーよりも外国人旅行者にはタッチ決済の方が一般的であり便利）ができ、さらにバスのリアルタイムの走行位置まで確認できるようなシステムができると理想的。</p> <p>また宿泊税のような恒久的な財源であれば、都度情報の更新などの長期的な運用も可能であると考える。</p> <p>県全体で観光に取り組むならば、一丁目一番地は新しいコンテンツの開発ではなくて、現在ある二次交通の情報統合が最優先だと考える。</p> <p>このシステムが運用できると、路線バスやローカル線の活性化に繋がり、また、県に在住する交通弱者への対応にもなりるので、ぜひ検討いただきたい。</p>	<p>宿泊税を活用して実施する県の事業は、新たな税であることを踏まえ、観光客の満足度や利便性向上に資する新規・拡充事業としておりますが、事業構築に当たっては、本県の多様な観光資源や課題に対応できるような制度設計を検討してまいります。</p> <p>なお、市町村内の課題への対応については、市町村交付金の活用などにより取り組んでいただかないと考えています。</p>
<p>「周遊・滞在の拠点となる宿泊施設の滞在環境の向上」の事業概要欄に「高付加価値化やユニバーサル化など、観光客の満足度向上等に資する取組を行う宿泊事業者を支援」とあるが、安心してお客様にご利用いただける環境を整えるために、今回の宿泊税の活用用途の中に耐震診断及び耐震化に関する費用助成なども項目に挙げていただくことを切望する。当ホテルもそうだが、長野県の宿泊施設の多くが耐震化及び耐震診断が出来ていないと聞いています。</p>	
<p>鉄道駅や宿泊施設から主要な観光スポットに公共交通機関でアクセスできるよう、現在、市から支援いただき、エンジョイバス・シェアサイクル・らくらくタクシーの運行を行なっている。バス・タクシードライバーの高齢化は深刻であるほか、冬場の観光客の減少により通年運行が困難なので、運行経費への支援をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決済のための設備投資支援</li> <li>・デジタル化のための機器購入補助・支援</li> <li>・観光客が円滑に移動できるようタクシーの配車アプリ導入への支援をお願いします。</li> <li>・ユニバーサルデザイン施設整備支援</li> <li>・車椅子トイレや高さ調節できるベッドの整備について資材単価高騰により施設整備を躊躇する会員も多く補助をお願いしたい。</li> <li>・二次交通料金徴収システム構築への支援</li> </ul>	
<p>主要駅から主要観光地までのレンタカーの充実、バスとタクシーの増便、路線バスの新設を実現したい。</p>	
<p>観光客が安心して訪れ、再訪したくなる地域を目指すためには、ストレスのない受入環境整備が不可欠。現状、長野県内の移動環境、特に鉄道を中心とした交通アクセスは不便さが著しく、抜本的な改善が必要。企画立案にあたっては、まず企画者自身が「空港から25kgのスーツケースを2個持ち、目的地まで公共交通で移動する」という実験を行い、実際の不便さを体感した上で整備計画を策定すべき。</p> <p>現状では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物を置くスペースがない</li> <li>・階段や段差が多く移動が困難</li> <li>・駅や路線の案内が分かりづらく不十分</li> </ul> <p>といった問題が多数存在する。</p> <p>特に2~3泊以上の旅行者にとっては非常に負担が大きく、快適とは言い難い環境となっている。観光立県を目指すのであれば、こうした実態を踏まえ、利用者視点に立った移動インフラの改善を最優先課題として取り組むべき。</p> <p>ストレスがカスハラに発展し、宿泊税などの説明にも影響する可能性も生じると心配です。</p>	<p>ノンステップバスの導入支援や、駅や空港のバリアフリー化などは、既に事業化されており、今後も既存財源で取り組む予定です。</p> <p>なお、今後、宿泊税充当の考え方と合致する取組があれば、事業化することも検討してまいります。</p>
<p>二次交通の確保（充実）や移動保証は重要な課題。ただし宿泊税の活用範囲は慎重な検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的に事業者（利用者含む）が負担すべき部分を明確に区分したうえで、宿泊税を活用する範囲を慎重に検討する必要</li> <li>・観光MaaSも含めて、持続性のあるシステムであることが重要</li> </ul>	<p>「観光における移動保証」や「観光MaaSの実装」の事業内容や支援スキームは、予算編成の過程でも検討を重ねるとともに、毎年度の使途検証の結果も踏まえて精査を進めてまいります。</p>
<p>観光客が撒き散らすゴミに対して無策。ゴミのポイ捨てを容認している。海外では、ゴミ拾いの職があり、ゴミ拾い要員が巡回しているため、ゴミ箱に捨てる概念がない。ゴミを拾ってゴミ箱に入れたら「仕事を奪った」と怒られた経験もある。</p> <p>ゴミをポイ捨てする環境で暮らしている人間が、異国で「ゴミを捨てない」ことは難しい。</p> <p>ゴミをポイ捨てで汚れた町を綺麗にするのは、観光客によって潤う者の責務。広義の受益者負担である。観光客の消費で事業者の納税額が増え、行政法人の収入も増える。観光客により利益を得る者は、その利益に応じて環境美化する責務がある。</p> <p>ゴミ収集業者（産廃免許者）にポイ捨てされたゴミ拾い業務を委託するのがベスト。「ポイゴミ美化チーム」と名付け、観光業で利益を得るところが費用負担するのが正しい。観光業に無関係な農業従事者や工場労働者にとっては町が汚れるのは迷惑。公平な行政運用を望む。</p>	<p>県としても、一部の地域における文化や慣習の違いに起因すると考えられる課題の発生について認識しているため、ご意見も踏まえ、計画の「長野県観光の現状・課題」に位置付けることとします。</p> <p>一方で、現時点での発生状況を鑑みると、課題への対応に当たっては、地域において国庫補助の活用を検討いただくことが適当と考えており、現時点における県としての取組は主として既存財源による対応とします。</p>
<p>インバウンドに見られる大型のスーツケースの複数利用や旅行中に発生したゴミの処理、野外での排泄など、文化や慣習の違いにも起因する行為が社会問題となり、旅行者も不便と感じている。骨子には、特に記載されてはいないが、こうした課題への取組は、滞在環境の向上には不可欠かつ重要であり、明確に位置付けられたい。</p>	

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑩宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（観光振興体制の充実）</b>	
ユニバーサル化というとハード面や設備面に注目されがちだが、スタッフのおもてなしといったソフト面の充実にも力点を置く必要があると思う。国土交通省の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」は非常に素晴らしいものだが、まだ認知度も低く、長野県内でも取得している施設が少ない状況。県内の宿泊施設が「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得に積極的に取り組めるような勉強会の開催などに宿泊税の一部が使われることを希望する。また、今回の宿泊税活用計画については長野県内に来ていただく観光客向けの施策がメインになっているが、勤務する従業員が快適に働く環境を作ることも重要だと思う。今回の宿泊税についても宿泊業に従事するスタッフが「働いてみたいな」と感じてもらえる環境整備にも充当していただけることも合わせて希望する。	観光人材の育成事業の実施に当たり、ご指摘の点も踏まえながら事業構築を検討してまいります。
新ガイドラインに対応した登録DMO数を増加させる目標となっているので、地域DMOの組織力強化とともに、長野県が考える地域DMOのあるべき方向性を示しつつ、役割分担に基づくKPIの達成やマーケティングデータの収集など、新ガイドラインに従った登録を円滑に進めるための支援をしてほしい。	地域DMOのあるべき方向性については、観光庁策定の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に示されており、当該指針により取り組まれるものと考えています。なお、宿泊税では、観光機構において、組織間での人材活用の仕組みづくりや観光統計データを共有・分析するためのシステム構築等により、地域DMOや観光協会の体制強化を支援することとしています。

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑪宿泊税を活用して今後5年間で取り組む施策について（市町村交付金）</b>	
宿泊税の目的や使途の大枠は納得。本来は観光全般を盛り上げるための「観光税」だと納得した。しかし、税の配分の点に、地域の差が大きいと考える。弊村は首都圏からも近い長野県南東部であり、交通の高速化によって日帰り観光客が多いエリア。宿泊税の一般交付金が宿泊実績から算定されると、日帰りエリアには恩恵が薄い。長野県全体で宿泊税を徴収して、広く分配しないと、豊かな自然を享受した観光客が、帰り際に見るのは朽ち果てた観光施設ばかりになってしまう。もちろん弊村も宿泊につながるように努力に傾注するが、意気を挫くような仕組みにはしないで欲しい。また、観光庁の方針にもある通り、各市町村のDMOや観光協会等の活動費と、目的を絞って配分をお願いしたい。弊村も観光局の理事らはボランティアや持ち出しで活動しており、とても先進国観光行政とは思えない有様だ。	宿泊行為における行政サービスの受益は、宿泊地で最大となることや、宿泊地に還元してほしいというご意見が多くあったことも踏まえ、一般交付金の算定に当たっては、宿泊実績を基本とすることとしています。なお、宿泊者の広域的周遊への配慮というご指摘については、重点交付金の算定に当たって、周遊実績も加味することとしています。
諫訪地域は首都圏から近いエリアであり、交通の高速化も相まって日帰り観光客が多い。宿泊税の一般交付金が宿泊実績から算定されると、日帰りエリアには恩恵が薄い。考慮が必要。	
重点交付金の算定方法に記載のある「宿泊実績及び周遊実績により交付上限額を設定する」について、持続可能な観光地域づくりの観点から「宿泊実績及び周遊実績」による交付上限額の設定は適切とは考えにくい。県内の観光地利用者数には、かなりの偏重があることから、活用の多い観光地への投資ではなく、活用されていない観光資源への積極的な投資によって、観光地利用の平準化を図らなければ、今後益々増大すると予測される訪日外国人需要への適切な対応に繋がらないと考える。下限こそ設定すべきであり、観光客の少ない地域への交付上限額を設定することは、地域の持続可能性を不確実にするものである。もともと現在の観光地利用者数の偏重は、かねてからの県内投資が北高南低となっていたことに起因する部分も大きく、現在の利用実績等からの検討では未来的な投資に繋がりにくい。将来的な観光地需要を予測しての未来志向の投資を妨げないよう、適切な算定方法を検討されたい。	
一般交付金の算定方法について、「宿泊実績を基にした宿泊者数割を基本」と記載があるが、「宿泊実績及び周遊実績を基にした観光客数割を基本として交付し」に変更するよう検討されたい。宿泊者数割のみでの算定は、宿泊施設は少ないものの、観光地利用者の多い市町村において不利益である。税負担者に適切な還元を行うため、宿泊を伴う旅行者が広域的な観光を行っている実態を反映させるべきと考える。	
各市町村のDMOの活動費に宿泊税を配分するべき。	市町村において、市町村交付金を活用し、地域DMOの活動費に充当することは可能な仕組みとしています。
過日県より、令和8年度の「一般交付金」と「重点交付金」の見込み額が示されたが、「一般交付金」は理解できるものの、「重点交付金」は、下段で「市町村連携など広域的、かつ重点的の施策に活用」と述べながら、交付は市町村ごとに行われるのかお聞きしたい。またこれは広域を対象としながら、その構成市町村の中の1団体の上限額を意味しているのか伺いたい。	重点交付金についても、交付対象者は、市町村、観光振興に取り組む広域連合又は一部事務組合としています。また、過日示した交付目安額は、お見込みのとおり、当該市町村（1団体）の交付上限の目安額です。
「広域的」な取組は、分野や特性でも考える必要 ・面的な視点のみならず、共通するテーマや課題（目的）で横串を刺し、主体的に取り組む複数の拠点が連携することも重要 例1：温泉街、ワインターアクティビティ、グリーンシーズン、文化財・歴史、伝統産業等 例2：集客力があり滞在者が多いエリアが連携して更なる高みを目指す地域、集客力の向上と滞在者の増加を目指す地域、	重点交付金の活用に当たっては、重点テーマに合致する内容であれば、市町村が共通テーマや課題ごとに連携することも可能です。 【参考】今後3年程度の重点テーマ ○二次交通の充実（地域公共交通計画における観光の移動保証の実現） ○観光DXの推進（信州観光MaaSの実装に向けたキャッシュレス化の推進） ○信州DCに向けた受入環境整備（R9夏に向けた取組強化） ○インバウンド誘客に向けた受入環境整備
市町村がこれまで経常的に行ってきた観光振興施策に、特別財源として上乗せした事業として本税の使途が明確に示せる（地域の要望を受けた上での）市町村の計画と実績報告ができる制度設計をお願いします。納税者はもちろんだが、特別徴収義務者となる宿泊事業者や地域に対しても必要。	市町村に対しては、地域の声もお聞きした上で、事業内容を検討するよう要請するとともに、交付金を活用した事業の実施状況については、効果等を含め市町村においてホームページ等により公表することとしています。

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑫広報・徴税経費</b>	
徴税経費・広報経費等の算定にあたっては、長期的なインフレ傾向に対する事務費の増大が懸念されることから、適切な増税議論や制度廃止議論が検討できるよう、徴収税額における「徴税経費・広報経費等」の割合を明記するよう検討されたい。定額制の採用によって、インフレ下では徐々に「徴税経費・広報経費等」の占める割合は増加しつづける懸念がある。	宿泊税の適正かつ円滑な運用のために必要となる広報や徴税のための経費を確保する必要はありますが、ご指摘の点も踏まえ、広報経費や徴税経費の事業費（宿泊税活用額）を計画に記載するとともに、宿泊税の充当割合は、原則として県税収入額の7%とする旨を追記しました。

ご意見等の概要	県の考え方
<b>⑬その他</b>	
「しあわせ信州創造プラン 3.0」で、「山岳高原」と「山岳観光」と調べると、松本市～上高地～岐阜側と北アルプスのみしかヒットしない。活用計画の「山岳高原観光」の文言が示す地域は、この地域のみ、要は中信地域のみか。 長野県には日本風景街道として13ルートが登録されているほか、「長野県農村景観育成方針」などの景観に関する取組が存在するが、活用計画骨子には反映されていない。景観施策は建設部管轄だが、観光との連携が不可欠。	長野県では、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を目標に掲げ取組を進めておりますが、これは、文化、歴史、食など、長野県各地の特色が活かされ、「暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる」という長野県観光の目指す姿をキャッチフレーズとして表現したものであり、宿泊税で山岳高原地域のみを整備するという考えはありません。 なお、宿泊税に限らず、景観施策等、観光振興施策の推進に当たっては、引き続き関係部局とも連携して取り組んでまいります。
宿泊税活用計画骨子の「山岳高原観光地づくり」と、国税である森林環境税（および森林環境譲与税）との間に、使途の重複や二重課税の懸念がある。 森林環境税は、森林整備を目的とした国税であり、森林環境譲与税は地方財源として活用され、長野県では里山管理に利用されている。森林整備は、山岳観光の安全確保に不可欠であり、宿泊税の使途と重なる領域がある。  森林法や森林整備計画（例：中部山岳地域森林計画書）では、観光地の景観整備も森林管理の一環として記載されており、宿泊税の「自然環境保全」や「景観整備」との境界が曖昧。 宿泊税と森林環境税を組み合わせることで、自然公園等の山岳の整備に係る宿泊税の使途をわざと少なくしながら、効果が出ているという見かけ上の効果を演じる「重複利用」のリスク。 将来的に入山料金（法定外目的税）を導入する場合、さらに二重課税の懸念が増す。  については、宿泊税と森林環境税の役割分担表（事業区分×財源）を公開し、重複回避ルールと成果指標の整合を図るとともに、現時点の骨子に、将来の入山料金導入時の二重課税回避の方針を追記。 アンケート結果を根拠に山岳高原偏重とするのは不適切であり、「自然環境保全」は森林環境税の領域であることを考慮すべき。	既存財源で対応が可能な取組は、宿泊税の取組の対象外とすることとしています。 なお、森林環境税、森林環境譲与税や森林づくり県民税により実施する取組と、宿泊税の目的に合致した取組をそれぞれ実施することにより、施策の相乗効果を生み出すことも可能と考えています。
「宿泊税活用部会」の構成メンバーに、企画、補助金申請や事業実施の舵取り役となっている「地域DMO」代表を入れてほしい。	宿泊税活用部会には、地域DMOの代表者にも参画いただいており、DMOの視点からもご発言をいただいている。
宿泊事業者が対応できるのか不安もあるため、宿泊税に対応できるための説明や支援体制を、今年のDX補助金のような形で継続してほしい。	今後も地域や事業者の要望にお応えして、きめ細かく説明の機会を設けるとともに、意見交換の場を設定してまいります。 なお、令和7年度1月補正予算において、DX補助金を増額して取り組むこととしているほか、宿泊税を活用し、宿泊事業者の会計システムの改修補助金の創設を検討しております。
計画の遂行や評価には、現場の意見を丁寧に聴取 ・業界や団体のみならず、多様な現場の生の声や思いを丁寧に拾うことが重要 個別の事業の検討・実施には、現場の実情を的確に把握することが欠かせず、効果の検証においても同様である。宿泊税活用部会での意見聴取では限りがあり、それ以前の段階において、業界や団体のみならず、多様な現場における状況をしっかりと捉えて進めていくことが求められる。	決済に係る手数料は特別徴収義務者にご負担いただくことになります。 なお、手数料負担を補填するものではありませんが、特別徴収義務者には期限内申告納入額の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付する予定です。
決済方法が多様化する中で、手段によっては手数料が特別徴収義務者の持ち出しとなることも想定されている。施行後においても、実態を調査のうえ、特別徴収義務者の持ち出しとならないよう適切に手当していくことを明記する必要がある。	